

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月6日号外法律第112号）第8条	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録	建築住宅課

1 審査基準は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項の要件を備えていることを基準とする。

なお、同項第1号から第4号までにおける基準は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年10月20日号外国土交通省令第63号）第11条から第14条までにそれぞれ定めているものを基準とする。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。